

名寄市街路灯 LED 化事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月23日

北海道名寄市

名寄市街路灯LED化事業に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、環境に配慮した安全・安心なまちづくりを実現するとともに、街路灯の電気料金の負担軽減を図るため、名寄市（以下「市」という。）が設置及び管理している街路灯のうち、378本404灯をLED灯に取り替える事業について、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名：名寄市街路灯LED化事業

(2) 事業内容

- ①設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ②LED灯具性能・構造選定
- ③デザイン灯に関する構造等選定
- ④電力会社への手続き

(3) 事業場所

別冊「名寄市街路灯LED化対象街路灯」のとおり。

(4) 事業期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

- ①設備導入工事期間：契約締結日から令和7年3月21日までとする。
- ②事業実績報告：令和7年3月21日までとする。

(5) 事業費（提案限度額）

名寄市街路灯LED化事業 166,350,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 留意事項

名寄市議会において議決されない場合は、契約を締結しないこととする。

3. 応募条件

(1) 応募者・協力業者

- ①応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、2者以上の事業者でグループを構成して応募するものとする。
 - ア. 実施設計、施工、施工管理する業務
 - イ. 機器を製造・販売する業務
 - ウ. その他、業務遂行上必要な業務

②グループを構成について、応募者は、北海道上川管内に本社または営業所を置いて

おり、名寄市入札参加資格者名簿において電気工事の特定資格を有する事業者とする。その代表者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの協力業者は連携して業務遂行の責を負うものとする。

- ③応募者は、施工を行う者を名寄市入札参加資格者名簿において「電気工事」に登録された市内電気工事業者から協力業者として選定すること。
- ④応募者は、協力業者として構成員となることはできない。
- ⑤応募者は、参加申込時において、協力業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑥応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑦協力業者は、2グループまで属することができる。

(2) 応募資格要件

応募者及び協力業者の資格要件は次のとおりとし、このうち①③⑤は全ての事業者が、②④は最低1者以上がこの要件を満たすものとする。

- ①上川管内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。
- ②各種対策によりエネルギー削減量等を提案できる者であること。
- ③事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応ができる者であること。
- ④その他、別添2「名寄市街路灯 LED 化事業に関する仕様書」の内容を十分に遂行できると認められること。
- ⑤名寄市の令和5・6年度入札参加申請が済んでいること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及び協力業者になることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、市が設置する指名停止の処分を受けている者。
- ③宗教活動、政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申し立てをしている者など、経営状態が著しく不健全である者。

4. 提案募集日程

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（市HP掲載）	令和 6年 4月 23日（火）
質問書提出期間	令和 6年 4月 23日（火）から 令和 6年 4月 30日（火）まで
参加申込受付期間	令和 6年 4月 23日（火）から 令和 6年 5月 7日（火）まで

参加申込書の提出期限	令和 6年 5月 7日 (火)
企画提案書等の提出期限	令和 6年 5月 24日 (金)
プレゼンテーション実施 (予定)	令和 6年 5月 27日 (月)
受託候補者の選定通知	令和 6年 5月 31日 (金)
審査結果の公表	令和 6年 5月 31日 (金)

5. 仕様書等の配布

(1) 配布開始年月日 令和6年4月23日(火)

(2) 入手・閲覧方法

- ①印刷物での資料配布は行わないものとする。
- ②市公式ホームページ (<http://www.city.navoro.lg.jp/>) からダウンロードのうえ確認すること。

6. 質問及び回答

- ①質問書【様式1】により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出後であっても、未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとする。
- ②件名は、参加資格に関する質問は「名寄市街路灯LED化事業の参加資格に関する質問について」、提案書に関する質問は「名寄市街路灯LED化事業の提案書に関する質問について」とする。
- ③質問書は、令和6年4月30日(火)までの受付を原則とする。
- ④質問書への回答は、受付後3日以内(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)を前提に随時回答する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。
- ⑤質問及び回答内容は、市ホームページに掲載する。
- ⑥提出先 本実施要領17に記載する担当部署

7. 参加意思確認について

企画提案書の提出意思がある場合は、期限までに以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書【様式2】(応募者)
- ②構成企業届【様式3】(応募者)
- ③企業概要【様式4】(応募者及び協力業者)
- ④業務実績報告書【様式5】(応募者及び協力業者)

(2) 提出期限 令和6年5月7日(火)午後5時必着

(3) 提出先 本実施要領17に記載する担当部署

(4) 提出方法 1部を持参又は郵送

※持参の場合は提出期限内の午前9時から午後12時まで及び午後1時から午後5時(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)までとする。郵送の場合は提出期限内の午後

5時必着とする。

8. 現況の設置灯数および仕様書

- (1) 「名寄市街路灯現況設置灯数とリプレイス提案」(別添1)
- (2) 「名寄市街路灯 LED 化事業に関する仕様書」(別添2)

9. 参加資格審査と結果通知

参加申込受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和6年5月10日(金)に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知に併せて企画提案書等の提出要望通知を行う。

10. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、次により、提出期限までに企画提案書【様式7】に、事業実施方針(任意様式)、街路灯LED化事業計画に関する提案(任意様式)、LED機器に関する提案(任意様式)、事業工程表(任意様式)、事業費積算書(任意様式)、電気代削減効果(任意様式)を添付して期限までに提出すること。

①企画提案書等の提出期限 令和6年5月24日(金)午後5時必着

②提出方法 10部を持参又は郵送

※持参の場合は提出期限内の午前9時から午後12時まで及び午後1時から午後5時(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)までとする。郵送の場合は提出期限内の午後5時必着とする。

(2) 提出先 本実施要領17に記載する担当部署

(3) 留意事項

①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして10.5ポイント以上とすること。

②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

③用紙の大きさは、A4版又はA3版(A3版はA4版折込)で綴じたものとする。

④応募者の提案は、1件を上限とする。

⑤「名寄市街路灯現況設置灯数とリプレイス提案」(別添1)を参考とし、次の3点を基本に積算すること。

ア. 北海道電力公衆街路灯料金単価表にて積算

イ. 再生エネルギー促進賦課金を含めずに積算

ウ. 燃料費調整額を含めずに積算

11. 企画提案に対するヒアリング審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日時(予定)

令和6年5月27日(月)

※実施場所・開始時間は別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

(2) 所要時間

①企画提案書の概要、詳細説明

- ア. 企画提案書を使用し、企画の詳細を説明すること。
- イ. 別にアピールする事項があれば、ここで説明すること。
- ウ. 説明時間は30分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

②質疑応答(10分)

審査員からの質問に対して回答することとし、提案事業者から審査員への質問は認めない。

③その他

- ア. 提案事業者からの参加者は、4名までとし、協力事業者の出席を認める。
- イ. パソコン・プロジェクター使用は可能とするが、使用する場合は、事前に申し出ること。

12. 受託候補者の選定

(1) 審査及び選定

審査は、選定委員会が、事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。

審査の結果、総合得点が60点(100点満点)以上の提案者の中から、総合得点の最も高い提案をした提案者を受託候補者とする。その他、上位得点順から次点受託候補者として順位をつけて選定するものとする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、参加した提案者に書面で通知する。

(3) 審査及び評価基準

評価項目	評価事項	配点
事業者の概要・導入実績	組織体制、役割分担、連絡体制等、同種事業・類似事業・関連事業の実績	10
導入後費用対効果	導入後、電気代のランニングコストによる経済的メリット	20
保証内容	機器の保証内容、緊急時・不具合発生時対応等	10
機器選定・工事内容	使用機器の品質、納入実績、調達状況、電力消費量、色調や照度、設備導入工事の手法、現地調査、市との協議、地先住民への配慮等	20
波及効果	市内業者の活用及び協力体制等地域経済への波及効果、CO2排出量の削減等環境への配慮、その他導入による効果	30
プレゼンテーション	提案の独自性・優位性、全体のバランス、説明・質問への	10

	回答等の的確性	
合 計		100

13. 企画提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合

14. 企画提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外は使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 書類書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (7) プレゼンテーションの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式6】を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いはしない。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（公知の情報を除く。）は本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (9) 本提案にあたっては、特に市内業者の活用と地域経済波及を十分に踏まえ行うこと。

15. 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と市との間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、当該事業の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（予算等経費計画書の見積内容を含む。）をもって契約するとは限らないことに留意すること。

また、選定された受託候補者との協議が不調となった場合には、次点の受託候補者順に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

(1) 契約金額

名寄市街路灯LED化事業総額（消費税を含む）とする。名寄市街路灯LED化事業は事業計画総額とする。

(2) 本事業成果品

本事業の成果品は、導入されたLED照明器具、照明配置図及びその一覧表、保証書とする。

16. 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により市の承認を得なければならない。

17. 担当部署

名寄市建設水道部都市整備課管理係

E-Mail : ny-kanri1@city.nayoro.lg.jp

電 話 : 0 1 6 5 5 - 3 - 2 5 1 1

F A X : 0 1 6 5 5 - 3 - 3 4 5 0